

～応急仮設住宅（建設型）について～ (令和6年能登半島地震による被災者の皆様へ)

R7.2.7版

○対象者

令和6年能登半島地震に伴う住居の全壊等により、居住する住宅の確保が困難となり、災害時に災害救助法の適用地区に居住している方

○要件

災害時において、石川県(災害救助法の適用を受けた市町)に居住する方	自らの資力を以てしては住宅を確保することができず、下記いずれかの要件を満たす方※ <ul style="list-style-type: none">・住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない方・半壊（「中規模半壊」、「大規模半壊」を含む。）であっても、住宅として再利用できず、やむを得ず解体を行う方・二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できないと市町長が認める者・災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する者のうち、修理に要する期間が1か月を超えると見込まれる方（半壊以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な方に限る。）・その他、国と県の協議により、やむを得ず入居すべきと認められた方 ※該当する方であっても、審査結果等により制度を利用できることがあります。
-----------------------------------	--

○お申し込み・入居

市町へ申し込みをしてください。

仮設住宅が完成次第、順次入居できます。入居する地区及び順序は市町で調整し、入居決定をします。

○入居期間

1.建築工事が完了した日から2年以内

2.災害時に借家・公営住宅に居住されていた方は、入居日から1年以内

※災害時に借家・公営住宅に居住されていた方は、入居日から1年以内ですが、1年以内に新たな物件に入居することが困難な場合には、県と市町の協議・同意により、1年の範囲内で延長ができます。ただし、建築工事が完了した日から2年以内の範囲を限度とします。

※恒久的な住まいの確保後や断水等のライフラインの復旧後、速やかに退去する必要があります。

ただし、恒久的な住まいの確保やライフラインの復旧などの個々の事情を勘案し、適宜、仮設住宅の提供期間の延長等の判断を行います。

※恒久的な住まいの確保などについては、県、市町が行う各種支援制度や、見守り・相談支援事業などの支援活動もご活用ください。

※応急修理制度を併用する場合は応急修理開始から原則6ヶ月以内となり、修理完了後は速やかに退去する必要があります。

ただし、12市町（金沢市、七尾市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、内灘町、志賀町、中能登町、穴水町、能登町）については、応急修理が完了するまで入居することができます。（最長で令和7年12月31日まで）

○入居者が負担する経費

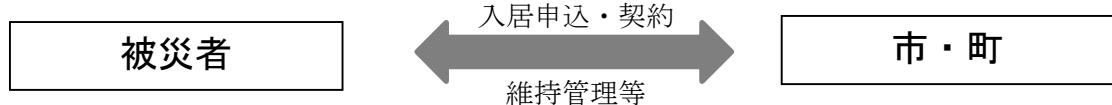
光熱水費、引越費用、自治会費

※家賃、駐車場、建物管理費は無料です。

※生活必需品の支給制度のほか、洗濯機・冷蔵庫・テレビといった生活家電の支援措置もありますので、仮設住宅のある各市町担当窓口にご相談ください。

※このほか、入居者の故意、過失による損壊に対する修繕費等は入居者負担になります。

○応急仮設住宅（建設型）に係る手続き



○お問い合わせ先 <制度関連に關すること（災害時に居住する各市町担当窓口）>

市町名	担当課	連絡先
七尾市	都市建築課	0767-53-8429
輪島市	まちづくり推進課	0768-23-1156
珠洲市	環境建設課	0768-82-7756
羽咋市	災害復興推進室	0767-22-7156
内灘町	都市建設課	076-286-6710
志賀町	住宅支援制度窓口	070-1523-8403 / 080-7359-8554
宝達志水町	地域整備課	0767-29-8160
中能登町	土木建設課	0767-72-3921
穴水町	地域整備課	0768-52-3660
能登町	建設水道課	0768-62-8523

応急仮設住宅（建設型）の仕様

○住宅の規模

1～2人用（20 m²）、2～4人用（30 m²）、4人以上用（40 m²）のタイプがあります。

○住戸の仕様

- ◆所要室……………洋室、台所、洗面所、浴室、トイレ、物干し場 等
- ◆住環境への配慮……………寒冷地仕様（断熱材、窓は二重サッシ 等）
風雨への備えとして玄関に風除室設置
1室にエアコン（冷暖房）を設置
- ◆バリアフリーへの配慮……………玄関前にスロープを設置し段差解消
住戸内に段差段差がある場合は手すりを設置
- ◆設備……………IHコンロ又はガスコンロ、ガス給湯器を設置
洋式トイレ（暖房便座）を設置

○その他

- ◆駐車スペース……………原則1戸に1台確保
 - ・車いす利用者、来客、福祉車両用駐車スペースを確保
 - ・駐車スペースは碎石敷き（車いす利用者用はアスファルト舗装）
- ◆集会施設……………団地のコミュニティや高齢者の見守り等に配慮した場所に設置
- ◆水道・下水道……………断水している地域は給水車による補給、下水が通っていない地域は浄化槽により処理
※団地計画の都合上、すべてが設置されるわけではありません。

○参考写真

